

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4 都市景観の保全・創出
-----	--------------

施策主管課	都市計画課	総合計画記載頁	130ページ
-------	-------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	政策名 (基本施策名)	21 機能的で魅力のある都市空間を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市内の地域が、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、コンパクトで調和のとれた都市空間が形成されています。
------	----------------------------------	----------------	-----------------------	---------------------	---

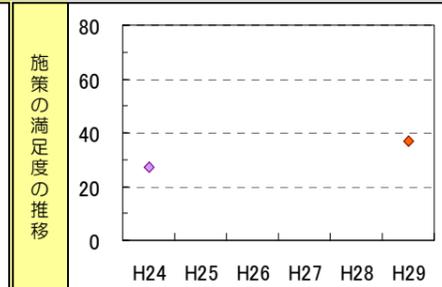
2 施策の取組状況

施策目標	市民協働により、地域資源を活用し地域特性に応じた良好な都市景観が形成されています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価						
	指標1	景観形成重点地区等の指定地区数(地区)	単年度目標値	5	6	6	7	7			8	A	中核市平均	中核市平均	実績値									中核市での本市の順位	
現状値			5地区	5																					
目標値(H29)			8地区	100.0%																					
③ 市民意識調査結果		施策の満足度(%)	単年度目標値								調査結果				H24(現状値)	27.2%							前年度からの増減		
			現状値												目標値(H29)	37.0%									
			目標値(H29)																						

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



施策指標	A: 達成度90%以上 B: 達成度70%~90%未満 C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較(中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位) B: 中位(15~28位) C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(2%超) B: 前年度同水準(±2%以内) C: 前年度より低下(−2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	良好な都市景観の保全・創出のため、市民・事業者の理解と協力を得ながら、景観計画に基づく景観形成重点地区等の指定による規制誘導を進めており、「景観形成重点地区等の指定地区数」については、平成24年度は「大通り地区」の権利者の合意形成が図られ、景観審議会における審議や景観条例の改正を経て地区指定が行えたことにより、目標値とおりの成果が得られた。	市民満足度	進捗の状況	順調
------	---	-------	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	景観計画推進事業	○	・魅力ある都市計画づくり事業の推進 ・景観アドバイザー派遣事業の推進	市民・事業者	・景観形成重点地区等の指定 ・景観アドバイザーの派遣	H20	良好な都市景観の保全・創出を推進するため、景観アドバイザーの派遣制度や魅力ある都市景観づくり事業補助金の活用を図り、市民・事業者の理解と協力を得ながら、景観形成重点地区等の指定や届出制度による規制誘導など地域特性に応じた景観づくりを進める。
2	まちなみ景観賞		まちなみ景観賞表彰事業の推進			H4	平成24年度は休止年度のため評価しない
3	都心部道路景観整備事業		都心部道路景観整備の推進	中心市街地に居住する市民、商店、道路利用者	道路景観整備	—	中心市街地活性化基本計画の基本方針である回遊できるまちづくりの形成に向け、関係課や関係各機関等との連携を密にし、住民との合意形成が十分に図れるよう、勉強会の開催や「みちづくりニュース」を発行しながら事業を継続していく。 さらに、事業実施にあたっては、住民との相互理解を十分に図るとともに、信頼関係を構築する必要がある。また、路線毎に整備内容や材料等について適切に選択を行いながら、さらなるコスト縮減に努める必要がある。
4	うつのみや百景推進事業		景観教育の推進	市民	うつのみや百景バスツアーの開催	H21	市民の景観意識の高揚を図るため、郷土の美しい風景を選定した「うつのみや百景」を巡るバスツアーは、市民に親しみやすく効果的であることから、今後も事業内容の工夫・改善を行い、引き続き、事業を実施する。
5	魅力ある都市景観づくり事業補助金	○	魅力ある都市景観づくり事業の推進	景観形成重点地区等の指定を目指す地域、景観形成重点地区内の市民・事業者	魅力ある都市景観づくり活動交付金の交付	H21	良好な都市景観の保全・創出を推進するため、景観形成重点地区の指定による規制誘導とあわせ、景観づくりの主体者である市民・事業者の経済的負担を軽減することは大変有効であることから、引き続き、本制度の適切な活用を図る。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆本施策の市民満足度が低いため、まちなみ景観賞等の啓発事業や景観形成重点地区の指定等の規制誘導に加え、地区指定後の具体的な景観づくりや整備事業と一体となった景観づくりなど、より市民が実感できる景観づくりが課題である。</p> <p>◆景観は市民・事業者の建築行為や社会活動などにより広く形成されるものであるため、行政による規制誘導の景観づくりに加え、市民主体・市民協働による景観づくりの推進が課題である。</p> <p>◆本市の景観行政は平成3年度策定の「宇都宮市都市景観基本計画」に基づき展開しているが、このうち景観形成の目標方針や建築等に際しての規制誘導については、平成19年度に景観法に基づく「宇都宮市景観計画」を策定して取り組みを進めているところである。</p> <p>また、啓発事業等の施策事業を推進するため、平成23年度に「宇都宮市景観推進プラン」を策定したところである。</p> <p>このような中、「宇都宮市都市景観基本計画」の策定から20年余が経過し、社会情勢や景観形成に対するニーズなども大きく変化していることから、既存の計画や施策事業の体系を再構築し、環境の変化に対応すると共に、更なる景観行政の推進を図るため、「宇都宮市都市景観基本計画」を改定していく必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆市民が実感できる景観づくりを進めるため、景観づくりの主体である地域の状況を実施計画や予算編成に適切に反映し、計画的な景観形成重点地区の指定や補助金を活用した市民の景観形成を推進する。</p> <p>〈主要事業〉 ◆「景観計画推進事業」については、市民満足度を高める事業であることから、景観アドバイザー派遣制度や魅力ある都市景観づくり事業補助金を活用し、地元住民の景観意識の醸成を図りながら、引き続き、景観形成重点地区等の指定を進める。</p> <p>◆「魅力ある都市景観づくり事業補助金」については、景観づくりの主体者である市民・事業者の経済的負担の軽減に有効であることから、引き続き、本補助制度の適切な活用を図り、市民主体の景観づくりを促進する。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆「まちなみ景観賞」については、賞の増設や表彰式に併せた市民啓発イベントを実施など、予算を抑制しながら啓発効果を高めるための改善を図り継続する。</p>